

保険・補償制度についての注意事項

レンタル料に含まれる保証の内容

補償の種類		補償額
対人補償	1名限度額	無制限
対物補償	1事故限度額	無制限(免責額5万円)
人身傷害補償	1事故限度額	3000万円
車両補償	1事故限度額	時価額(免責額5万円)

免責補償制度(レンタル料金には含まれません)

加入料(24時間につき)	全車種	1,080円(税込み)
--------------	-----	-------------

- ※ レンタル開始後の加入・解約は出来ません。この制度にご加入いただきますと、万一の事故が起きても免責額の支払いが免除されます。但し当て逃げを含む自損事故は免責補償の対象外です。
- ※ 免責額とは
対物補償・車両補償の補償金額のうち、お客様にご負担いただく金額のことです。
- ※ 免許取得1年未満・21才未満・過去に事故があり当社が不適当と認めた場合は、免責補償制度には加入できません。

注意事項

- ① 下記の場合は、お客様の実費負担となります。
 - ・タイヤのパンク及びバースト
 - ・ホイールの破損及びホイールキャップの紛失・破損
 - ・飛び石等の飛来物によるガラスのひび割れ及び破損
 - ・車両装備品の紛失・破損・汚損(タバコのこげ等)
 - ・ベットの積み込みはしないでください。(厳禁)
- ② **ガソリンは満タンでご返却下さい。**
- ③ **返却予定時間を変更される場合、または返却時間に間に合わない場合は、必ず貸渡し店舗までご連絡下さい。**
 - ※予約の状況によっては変更をお受けできない場合もございますので、ご了承下さい。
 - ※無断延長された場合、レンタカーの所在を確認させていただくことがあります。

事故を起された場合のお客様ご負担

①保険・補償制度の免責額

- ・対物…免責5万円
- ・車両…免責5万円
- ※免責補償制度加入の場合、免責額の支払いは免除されます。

②補償額を超えるもしくは、適用されない損害

- ・当社レンタカーは、対人・対物補償額を無制限にて加入しております。
- ・人身障害・車両補償に関しましては補償額に制限もしくは時価額算定がありますのでご注意ください。
- ・左記の注意事項をご確認下さい。
- ・その他貸渡約款に違反する場合、制度の適用が受けられない場合があります。

④その他事故にかかる諸費用

- ・レッカー代等車両移送費用(当社指定工場まで)
- ・交通事故証明書代
- ・その他実費費用

⑤ノンオペレーションチャージ(NOC)

- 休業休車補償料
- ・ご契約中の車両に損害等を与えた場合には、損傷の程度や修理期間に関わらずお客様にご負担いただきます。(事故・車内外の損害・盗難・汚損等)
 - ※自走にて店頭へ返却された場合…20,000円(40,000円)
 - ※自走にて店頭へ返還不能の場合…50,000円(100,000円)
 - 但し「店舗オリジナル」の車両は上記()内の金額となります。
 - ・NOCは免責補償制度に加入の場合でもご負担いただきます。

事故・故障時の対応

故障のときは

- ・利用中に車両の故障や不具合が生じた場合は、早急に店舗にご連絡下さい。不具合がありながら、無理に使用した事によって走行不能になった場合はお客様のご負担となります。
- ・営業時間外に故障が生じた場合は、最寄の整備工場・JAF等で修理の上、翌朝営業開始時に店舗までご連絡下さい。出張サービス料、修理代はお客様ご負担となります。但し、お客様がご負担された費用のうち、貸渡前からの瑕疵に起因するものと判明した部分については、当社の負担としてお客様にお支払いします。
- ※カーベルレンタカーはJAF非会員です。

事故に遭われた場合

- ・万一事故に遭われた場合、負傷者の救助・警察への通報と届出相手方の確認・店舗への連絡を行ってください。これを怠りますと、保険補償制度の適用を受けられません。
- ※警察への届出が済みましたら、事故証明書の取得手続きをして下さい。
- ※事故現場で相手との示談をしないで下さい。保険補償制度が適用できません。
- ※キズ・へコミの大小、相手の有無に関わらず、事故扱いとなります。
- ※事故が発生した時点で貸渡契約終了となります。

100円レンタカー事故受付ダイヤル

0120-813-100

100円レンタカー 紀ノ川大橋店

☎ 073-454-3900

レンタカーを運転する前に必ずご確認ください!



保険・補償制度が適用されないケース

下記のような場合の運転または状態で事故が発生した場合は、全てお客様の負担となります。

- ・事故時に警察及び営業所に届出がない場合
- ・警察の事故証明書が取得できない場合
- ・貸渡時間を無断延長して事故をおこした場合
- ・契約書記載の運転者及び副運転者以外の運転
- ・運転中にシートベルトを非着用の場合
- ・定員オーバーの事故の場合
- ・無断で示談をした場合
- ・盗難によって生じた車両損害
- ・飲酒及び酒気帯り運転の場合
- ・薬物使用での運転の場合
- ・又貸しの場合
- ・各種テスト・競技に使用した場合
- ・他車の牽引・後押しに使用した場合
- ・故意の事故の場合
- ・海岸・河川敷又は林道等車道以外で走行した場合
- ・使用方法が劣悪なために生じた車体等の損傷や腐食の修理費用
- ・車両備品の損害の場合
- ・操作ミスによる故障の場合
- ・お客様の所有、使用、管理する財物の損害等
- ・店舗敷地内での車両や看板等を破損した場合
- ・車両管理不行き届きによる被害事故
- ・事故修理費用が免責以内の場合
- ・車両管理不行き届きによって生じた車両盗難
- ・当社の貸渡約款の条項に違反して使用の場合
- ・その他、保険約款の条項にて違反して使用した場合
- ※補償の限度額を超えた損害又は補償制度が適用されない損害については、お客様の実費負担となります。

保険・補償制度の適用を受けても、免責補償制度の適用を受けられない場合

下記のような重大な交通違反が原因で事故が発生した場合は、免責補償制度の加入がなされている場合でも免責金をご負担いただきます。

- ・スピードオーバーによる事故
- ・追越禁止でセンターラインを越えての事故
- ・右折禁止、Uターン禁止、指定方向以外の進入などでの事故
- ・一時停止を怠ったの事故
- ・信号無視での事故
- ・悪質又は故意と認められる事故

レンタカーを安全に楽しくご利用いただくために。

①シートベルトは全席必ず着用

②十分な車間距離確保

③スピード超過・無理な追越

④チャイルドシートの着用

⑤運転中の携帯電話禁止

⑥時間の余裕と適度の休憩